

令和2年度 第5回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和3年1月27日(水) 午後1時30分～午後4時40分	
開催場所	松阪市役所入札室 ・ 視察現場	
出席者 (敬称略)	委員長 楠井 嘉行 (三重大学理事・副学長/弁護士) 副委員長 村田 裕 (前 名城大学法科大学院教授) 委員 坂本 昇 (税理士) 委員 古田 顕子 (司法書士)	
事務局	契約・検査統括担当理事 長野 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川 調達係主任 山下 検査指導係長 野口 検査指導担当主査 大河内 契約係長 中西 契約係主任 奥	
現地視察	小野江公民館新築工事 (小野江町地内)	
議題	議題1 入札及び契約の状況報告 (令和2年10月から12月分) ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議 (古田委員抽出) 議題3 随意契約に係る意見聴取について その他 入札制度改正に関する報告等	
委 員		事 務 局
●入札及び契約の状況報告について		
・議題1の入札及び契約の状況報告として、今期の工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。		・工事の発注状況について 第3四半期の入札件数は総計176件。内訳として工事152件、委託16件、入札不調7件、中止は1件。前年同期と比較し、発注総

	数は 33 件の増。契約金額は総計 21 億 5,382 万 7,500 円。内訳が工事 20 億 5,426 万 6,500 円、委託 9,956 万 1,000 円で前年比較総計 1 億 3,503 万 7,100 円の減。 平均落札率は、昨年同時期より減少し、全体で 85.63%、内訳として工事が 86.39%、委託が 78.46%で、ともに概ね最低制限価格付近での落札率となり、競争性が十分発揮された結果になったと考えている。 指名停止措置の運用状況について ・医薬品の入札において、該当者及び該当者の使用人が独占禁止法に違反する犯罪容疑で令和 2 年 12 月 9 日に公正取引委員会から告発された。このことにより令和 2 年 12 月 19 日から 3 か月間の指名停止の措置を行った。
●抽出事案の審議（古田委員抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査型の案件などについて確認したい。事務局に説明をお願いしたい。	全体的な状況について、例年この時期は業者の手持ち工事が増える時期。採算が取りにくい少額工事や特殊性のある工事などで参加者が減少傾向になる。また、新型コロナウイルス感染症に関する対策として手洗い蛇口の自動水栓化や便器を洋式化にする動きが見られた。 入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上 入札参加者数 5 社以下で落札率 90%以上となった案件は 12 件。 ・「第一水源地トイレ修繕工事」。工事概要は同事務所内に設置されている和式便所を洋式化する工事。新型コロナウイルス感染症対策のひとつ。全国的に洋式化への工事発注が多く、材料などの調達確保や下請け業者の確保が困難になりつつある中で参加可能業者が入札を控えられたと推測している。結果については、その時点での業者側の他の受注状況や今回の工事の内容・規模などにより採算判断があった結果と考えている。これらの案

	件は参加可能業者の確保にしっかりと留意し、今後も入札状況を確認していきたい。 ・「都市下水路草刈業務委託（その4）」。少額工事で参加者が少数と予想される中、あらかじめ同日落札制限の適用除外とした案件で多くの参加者を見込んでいたが結果的に1社となった。 ・「高橋橋梁耐震補強工事」。この工事は飯高町森地内の櫛田川に架かる同橋の耐震補強及び修繕する工事。工事概要は橋梁の塗膜を除去し、塗装し直す工事が主であり、指定業種を塗装工事とし、地域条件を県内まで拡大し、業者実績に過去15年間に官公庁発注の同工種、同規模以上の工事を履行した実績があることを求め発注している。今年度において不調になっている案件で、再度設計書を見直し発注を行ったが結果的に1社となった案件。 落札率 90%以上 落札率 90%以上となった案件は5件。 これらの案件は、それぞれ予定価格算出率が高くなり、最低制限価格を下回る業者が多く、結果的に高い金額などの応札業者が落札となった。従来から一定程度で発生している事象である。 入札参加者数 5 社以下 入札参加者数 5 社以下となった案件は43件。例年この時期は業者側の手持ちも増え、採算性が取りにくい少額な工事や特殊性のある工事、委託などは5社未満となるケースが増加する傾向にある。参加少数となっても落札率からして一定の競争性は確保できていると考えている。 インセンティブ型 この四半期は1件の発注。「令和元年度松阪市総合運動公園建設工事（その7）」。当制
--	---

	度は業者からも概ね高評を得ており入札参加者数も多く今回も 14 社の応札があった。予定価格算出率は 99.91%と高くなり、11 社が最低制限価格を下回った。こういったケースでは高い金額で落札に至ることが多いが落札率は最低制限価格付近であり十分競争性は働いたものとする。 入札不調 入札不調は 7 件。 ・「野口向井橋橋梁修繕工事」。入札参加者は 2 社で 1 社が同日落札制限により無効。1 社の応札となったが予定価格超過により入札不調となった。 ・「高橋橋梁耐震補強工事」。入札参加者がなく、不調となった。 ・「東黒部地区市民センタートイレ改修工事」、「東地区市民センタートイレ改修工事」、「松ヶ崎地区市民センタートイレ改修工事」の 3 件。この 3 案件と同日に開札を行った他地区の市民センタートイレ改修工事の参加者は全て同業者の 1 社のみであり、同日落札制限の適用により入札参加者の資格が無くなり不調となった。 全ての案件において、なぜ 1 社のみ参加であったのかと担当課に確認したところ、地区市民センターのトイレ改修工事は、センターを利用する市民活動との調整などの制限を受けることやコロナ禍の影響においての給排水設備工事の増加、衛生機器の納期の遅延が懸念される中、給排水設備業者の確保が難しい状況であると報告をいただいている。参加資格などの見直し、再入札の検討を行いましたと同様の結果となることが予想され、不調 3 案件唯一の参加者であった業者と予定価格の範囲内で随意契約を締結した。 ・「野口向井橋外 1 橋橋梁修繕工事」は、不調となった「野口向井橋橋梁修繕工事」に関連する工事。新たに 1 橋追加し、発注を行いましたが入札参加者が無く不調となった。
--	---

この四半期の抽出案件から何点か確認したい。 ・入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上の「松阪市文化財センター収蔵庫新築工事（建築）」が 99.90%の高落札率で参加者も 2 社と少ない。これに関し事務局はどのように考えているのか。 ・「野口向井橋橋梁修繕工事」は予算超過による不調、「野口向井橋外 1 橋橋梁修繕工事」は、入札参加者が無く不調となった報告をしていただいているが、その後の結果はどうなったのか。	・「清生町団地 C10 棟ベランダ手摺塗装他工事」。入札参加者は 3 社あったが、同日落札制限によりすべての入札参加者の資格が無くなったため不調となった。 入札中止 入札中止は 1 件。「松阪市公共下水道事業愛宕川排水区愛宕川雨水幹線管渠内面改良工事」。設計書誤りがあり一時中止したもので、設計書見直し後の再度発注で入札執行済みである。 ・文化財センター収蔵庫の新築工事は建築一式工事の発注基準どおりで単独市内・準市内業者 1000 点以上、JV 参加は代表構成員県内 1200 点以上、構成員市内 780 点以上で、参加可能業者を 20 社以上と見込み発注したが 2 社の参加となった。RC 造 2 階建ての一般的な構造の建築物で特殊性はなく、多くの参加可能業者を見込んでいたわけであるが、全体工期が 18 か月と長く（R3.4.1～R4.9.30）、その内コンクリートの乾燥期間が必要な工事であり、工期中の手待ち、長期間の技術者の配置、また建築工事は民間工事もあり、その受注状況も配慮され参加を控えられたと考える。また、そういった部分で採算性も加味した中で落札率が高くなったと考えている。 ・不調となった要因は、技術者の配置が困難であったと担当課より確認をしている。それ以外の要因も含めて研究し、発注を進めていく予定である。
--	--

●随意契約締結に係る意見聴取について	
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	・第3四半期の随意契約のうち対象案件について説明する。 ①鵜排水機場施設改修工事 市内には、39箇所、湛水防除施設（排水機場）があり、そのほとんどが昭和後期から平成前期に設置されており、施設の老朽化が激しいため定期的な点検・修繕とともに計画的な施設の改修を行い、台風及び集中豪雨などの非常時に適正な稼働が出来るよう維持管理に努めている。当該排水機場は、平成7年度に設置され、それ以来計画的な改修及び軽微な修繕を繰り返しながら現在に至っており、今回ポンプのオーバーホールにより施設の長寿命化を図るものである。本工事の施工にあたり、対象が汎用機器でないこと、改修箇所と既設部分との関係が密接不可分であることから、その取替・調整には既設設備の構造及び機能を熟知していることや必要となる機器部品等も特定できることが必要不可欠な条件となる。このことから、当該設備の取替・調整に関して既設設備の制作、据付を行っており設置から現在に至るまでの機器の修繕についても一貫して担当しているため施設の構造や機能を熟知していることや、施設の継続的な運用にあたり責任の所在を明確にするため契約相手方と自治令第167条の2第1項第2号及び第6号により随意契約を締結した。 ②一志排水機場施設改修工事（その1：ポンプ設備） 市内には、39箇所、湛水防除施設（排水機場）がありますが、そのほとんどが昭和後期から平成前期に設置されており、施設の老朽化が激しいため、定期的な点検・修繕とともに計画的な施設の改修を行い、台風及び集中豪雨などの非常時に適正な稼働が出来るよう維持管理に努めている。

	当該排水機場は、昭和 60 年度に設置され、それ以来軽微な修繕を繰り返していましたが、施設の長寿命化を図るため、平成 28 年度に機能保全計画を策定し、施設の健全な維持管理に努めております。本契約はその計画に基づき、ポンプ施設等の更新を行い、施設の長寿命化を図るもの。 当該設備は、当排水機場に求められる排水能力を基に設計されたものであることからその取替、調整には既設設備施工者が有する知識・技術が必要であるとともに、設備の構造及び機能に精通していることまた、必要となる機器部品等も特定できることが重要となる。以上のことから当該設備の取替・調整に関して既設設備の制作、据付を行っており設置から現在に至るまでの機器の修繕についても一貫して担当しているため施設の構造や機能を熟知していることや、施設の継続的な運用にあたり責任の所在を明確にするため契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ③落工塚排水機場自家発電設備工事（その 2） 当該排水機場は、平成 5 年度に県営土地改良総合整備事業（三雲北部地区）により建設され今日まで適正に維持管理を行いながら稼働しており農業用排水は元より、降雨等により発生した農地湛水を防除することでその用途を成している。しかし、当該機場は商用電力のみで稼働しており台風等の異常気象等で停電が起こった際、機場の稼働が停止します。受益者からの停電対策の要望もあり自家発電設備の整備により停電時の施設の適正な稼働を図るものである。 排水機場のポンプ施設について、停電が発生した際に既存水位計からの信号を取り出し、発電機への電源切替を行うための制御設備を設けるため、既存設備の改造が必要不可

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	欠になる。既存設備は汎用機器ではなく、当排水機場のポンプ制御のため設計されたものであり本改造を施工するにあたって設備の機能・構造に精通していることが重要となる。以上のことに加え既存設備との責任の所在を明確化するうえでも、これまで当該設備の設計から現在までの機器の診断や修繕を担っている契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ④喜多村新田排水機場自家発電設備工事（その 2） 当該排水機場は、昭和 55 年度に県営ほ場整備事業（天白地区）により建設され今日まで適正に維持管理を行いながら稼働しており農業用排水は元より、降雨等により発生した農地湛水を防除することでその用途を成している。しかし、当該機場は商用電力のみで稼働しており台風等の異常気象等で停電が起こった際、機場の稼働が停止する。受益者からの停電対策の要望もあり自家発電設備の整備により停電時の施設の適正な稼働を図るものである。当該工事は、排水機場のポンプ施設について、停電が発生した際に既存水位計からの信号を取り出し、発電機への電源切替を行うための制御設備を設けるため既存設備の改造が必要不可欠となる。既存設備は、汎用機器ではなく当排水機場のポンプ制御のため設計されたものであり本改造を施工するにあたっては、設備の機能・構造に精通していることが重要となる。以上のことに加え、既存施設と責任の所在を明確化するうえでもこれまで当該設備の設計から現在までの機器の診断や修繕を担っている契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。
---	---

..... 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	 ⑤高木排水機場施設改修工事 市内には、39 箇所の湛水防除施設（排水機場）がありますが、そのほとんどが昭和後期から平成前期に設置されており、施設の老朽化が激しいため、定期的な点検・修繕とともに計画的な施設の改修を行い、台風及び集中豪雨などの非常時に適正な稼働が出来るよう維持管理に努めております。当該排水機場は、平成 19 年度に設置されそれ以来 13 年が経過しており、今回オーバーホールを行いエンジンの延命化を図るものである。 本工事の施工にあたっては、既設設備の設計、構造及び機能を熟知していること、また必要となる機器部品等も特定でき材料の調達が容易にできることが必要不可欠となる。当該設備の修繕・メンテナンスはポンプのメーカー代理店である契約相手方が担当している。同社は当該施設全般の機器の診断や点検、修繕に携わっていることからエンジンのオーバーホールに確実な対応ができ、現場の状況や知識等に精通している、また施工完了後のメンテナンスの面からも責任の所在を一元化する必要がある。以上のことから本工事に必要な条件を唯一満たせる契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。
..... 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	 ⑥松阪市駐車場トイレ新築工事 当該トイレは建築後 26 年が経過し老朽化が著しい状況である。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、安心して利用できる施設へ対応するため新築するもので公募型プロポーザル方式によるトイレ施工業者の募集を行った結果、3 社が参加し、令和 2 年 11 月 5 日に審査委員会を開催し審議を行った。結果、松坂城跡付近にあった雰囲気の外観に加え、新型コロナウイルス感染症対策として換気の工夫がされており評価できるであり、また価格評価においても 3 社

..... 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	中 1 位であったことから、決定業者を採用することが妥当であり自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ⑦東黒部地区市民センタートイレ改修工事 令和 2 年 11 月 12 日に当該センタートイレ改修工事の入札を予定していたが、同日落札制限の適用により入札参加業者がなくなり入札不調となった経過がある。今回の不調後において再入札の検討を行いました。コロナ禍における給排水設備工事の増加や衛生機器の納期の遅延の懸念、さらに作業に制限のかかる地区市民センターのトイレ改修工事においては参加者自体が無くなることを考えられるため、唯一の参加業者であった契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により随意契約を締結した。 ⑧令和 2 年度里山の森林安全安心対策事業業務委託 森林は、水土の保全や温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場を提供するなど様々な公益的機能を有しており、私たちの生活に重要な役割を果たしています。森林がこうした公益的機能を発揮するには、適正な管理を継続して実施していくことが必要です。しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、採算性の好転が期待できない中で従来の生産を柱とした森林・林業施策では保全できない森林が増加し、市民生活に影響が懸念される状況となっています。このため、危険地区及び水源地域に指定されている森林について、市、森林所有者、契約相手方の 3 者が協定を締結し、その森林を「公共財」と位置づけ、災害に強い森林づくりを目標とし、間伐等を行い、森林の適正な管理を実施している。 里山の森林安全安心対策事業は、森林所有者に代わって全額公費により森林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させ、災害に強い森林づくり
---	--

..... 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	を目的としていることから、市と森林所有者及び認定林業事業体において 10 年間の「災害に強い森林づくり協定」に基づき事業を実施している。 森林所有者の同意を得た森林でなければ事業を実施することができないことから、本委託業務の実施においては、森林整備に関して森林所有者の同意を得ている契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ⑨松阪市立小中学校情報基盤賃貸借（再リース） 松阪市立小中学校情報基盤については、平成 28 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 60 か月、賃貸借契約にて導入を行ったが、期間の満了を迎える。松阪市立小中学校情報基盤については、しばらくの間、再度の使用に耐えうること、また、入札に付するよりも契約金額の抑制が図ることができる。このことから、契約相手方と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。
●その他	
	本市の入札制度改正説明会について、2 月 8 日（工事・委託）、10 日（工事）に松阪公民館において開催する。
●現地視察（3 時 30 分～4 時 40 分）	
小野江公民館新築工事において、事業担当者から説明を受け視察を実施。 【工 事 名】 小野江公民館新築工事（建築） 小野江公民館新築工事（機械設備） 小野江公民館新築工事（電気設備） 小野江公民館外構工事 【工事概要】 木造平屋建て 延べ床面積 378.00 ㎡ 機械設備工事 1 式、電気設備工事 1 式 舗装工 A = 1,925 ㎡、側溝工 L = 184m	